

## ひなたゼロカーボン加速化事業補助金（間接補助）交付要綱

令和6年5月13日

ひなたゼロカーボン加速化事業補助金事務局

### （趣旨）

第1条 ひなたゼロカーボン加速化事業補助金事務局は、宮崎県2050年ゼロカーボン社会の実現に資することを目的に、再エネ・省エネ設備の導入等を行う個人・事業者に対して補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年環政計発第2203303号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （間接補助事業者）

第2条 補助金の交付を受けて事業を行う者（以下「間接補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- （1） 法人にあつては、宮崎県内に事業所を置く法人その他の団体（国、市町村を除く。）又は宮崎県内の住所地、居所地、事業場等の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業主であること。
- （2） 個人にあつては、宮崎県内に現に居住し、宮崎県内の市町村の住民基本台帳に記録されている者であること。
- （3） 県税に未納がないこと。
- （4） 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- （5） 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- （6） その他補助が適当でないといひなたゼロカーボン加速化事業補助金事務局長（以下「事務局長」という。）が認める者でないこと。

### （補助対象経費及び補助率）

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、間接補助事業者が再エネ・省エネ設備の導入等を行う際に必要な経費とし、補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

### （補助金の交付の申請）

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、事務局が運営するシステム（ネット環境がない者については、郵送）にて申請しなければならない。

- 2 各事業主体において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(申請時に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号によるものとする。(郵送申請においては、別記様式の補助金等交付申請書も添えて申請する。)

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業経費に関する見積書(ただし、太陽光発電設備と蓄電池を導入する場合には、それぞれの事業費が区分できるもの。)
- (2) 次に掲げる申請者の区分に応じて、それぞれ定める書類
  - ア 事業者
    - ・登記簿謄本又は現在事項全部証明書(発行から3か月以内のもの)
  - イ 個人
    - ・住民票の写し(発行から3か月以内のもの)
  - ウ 個人事業主
    - ・住民票の写し(発行から3か月以内のもの)
    - ・青色申告に係る納税地が県内の住所地、居住地又は事業所等の所在地であることを証する書面(事業所に係る納税通知書の写し等)
- (3) 第2条第3号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (4) 第2条第4号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第2号)(法人のみ提出)
- (5) その他事務局長が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、事務局長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継しないこと。
- (2) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類(全ての証拠書類を含む。)を整備の上、補助事業(第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。)の期間中、常にその収支の状況を明らかにしておくこと。
- (3) 前号の書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、事務局長の求めがあったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、取得財産等管理台帳を備えるなど、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (5) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付の決定)

第7条 事務局長は、交付申請がなされたものについて、審査を経て、補助すべきものと認めるときは、当該交付申請に対して補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に事務局長にメール(メールが利用できない者においては事務局に電話)にて取り下げの申し出をしなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第9条 規則第10条第2項ただし書の規定を準用して事務局長が定める軽微な変更の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 交付決定額の変更を伴わない補助対象経費の変更
- (2) 補助対象経費の合計額の20パーセント以内の減額
- (3) 補助目的及び事業能率に影響を及ぼすおそれがない事業計画の細部の変更

(計画変更の承認)

第10条 間接補助事業者は、次の各号のいずれか該当するときは、あらかじめ次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を事務局長に提出し、その承認を受けなくてはならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき  
補助事業変更承認申請書(別記様式第3号)
- (2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき  
補助事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第4号)
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しないとき  
補助事業遅延等報告書(別記様式第5号)

2 事務局長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は内容を変更し、又は条件を付することができる。

(状況報告)

第11条 間接補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、事務局長の要求があったときは速やかに報告しなければならない。

(遂行状況の現地検査)

第12条 事務局長は、間接補助事業者の事業の遂行状況について、現地調査を行うことができる。

(交付決定の取消)

第13条 事務局長は、第10条第1項第2号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合は又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 間接補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく事務局長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 間接補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (3) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (4) 間接補助事業者が、誓約事項に違反した場合、間接補助事業者の事業の遂行状況について、現地調査を行うことができる。

(実績報告)

第14条 間接補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の1月24日のいずれか早い日までに、次の書類を添えて、実績報告をしなければならない。(郵送報告においては、別記様式のひなたゼロカーボン加速化事業実績報告書も添えて報告する。)

- (1) 事業実績書(別記様式第6号)
- (2) 収支決算書(別記様式第7号)
- (3) 写真

- ・設置した設備並びに当該箇所の設置前及び設置後の状況を撮影したもの。
  - ・パネルの枚数や機器の型番などが請求内容と合致するか確認できるもの。
  - ・日付、実施場所が確認できるもの。
- (4) 事業に係る支払い等の証拠書類（請求書、領収書又は払込金受取書等）
  - (5) 事業に係る契約の証拠書類等（契約書等）
  - (6) 太陽光発電設備を増設した場合は、卒 FIT の証拠書類（電力需給契約の案内・通知等）
  - (7) その他事務局長が必要と認める書類
- 2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、第4条ただし書に規定する事業主体に係る部分における当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が、第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号により速やかに報告し、事務局長の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

#### （補助金の額の確定）

第15条 事務局長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、間接補助事業者に通知する。

#### （補助金の支払い）

第16条 この補助金は、精算払により交付する。

- 2 間接補助事業者は、この補助金を請求しようとするときは、精算払請求書（別記様式第9号）を事務局長に提出しなければならない。

#### （財産処分の制限及び収入の納付）

第17条 規則第21条第1項ただし書の規定により事務局長の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、同項第2号及び第3号の規定により事務局長の定める財産は、取得価格又は効用の増加した額が50万円以上の機械装置又は工具器具（試作品を含む。）とする。2 規則第21条第1項の承認は、財産処分承認申請書（別記様式第10号）を事務局長に提出（補助事業終了後は同項の規定により別記様式第11号にて宮崎県知事に提出）してこれを受けなければならない。

- 3 事務局長は、前項の承認をした間接補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の一部を県に納付させることがある。

#### （情報管理及び秘密保持）

第18条 間接補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。また、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必

要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 間接補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。間接補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も間接補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

#### 附 則

この要綱は、令和6年5月13日から施行し、令和6年度宮崎県予算に係るひなたゼロカーボン加速化事業補助金から適用する。

別表（第3条関係）

区分	補助対象経費	補助対象者	補助率・額
①太陽光発電設備導入	発電した電気を自家消費することを目的として導入する太陽光発電設備の購入費及び設置工事費（ただし、補助対象者が事業者の場合にあっては、設備の導入等を行う事業所の所在地が、法人その他団体の代表者や個人事業主の住居となるものを除く。）	第2条に掲げる者のうち、個人	1kWあたり3.5万円 ただし、上限額21万円とする
		第2条に掲げる者のうち、事業者	1kWあたり3万円 ※BCP（事業継続計画）を策定済み又は策定予定の場合、5万円/kW ただし、上限額を600万円とする
②蓄電池導入	本事業で導入した太陽光発電設備の付帯設備として導入する蓄電池の購入費及び設置工事費（ただし、個人の場合1kWhあたり15.5万円以下（工事費込み）、事業者の場合1kWhあたり19万円以下（工事費込み）のものに限る。）	第2条に掲げる者のうち、個人	補助対象経費の合計額の3分の1以内又は5万円/kWh ただし上限を50万円とする。 （1,000円未満切り捨て）
		第2条に掲げる者のうち、事業者	補助対象経費の合計額の3分の1以内又は6万円/kWh ただし上限を120万円とする。 （1,000円未満切り捨て）
③高効率給湯器導入	化石燃料をエネルギー源とする給湯設備からコージェネレーションへの更新に要する設備の購入費及び設置工事費	第2条に掲げる者	補助対象経費の合計額の2分の1以内（1,000円未満切り捨て）
④断熱改修	既存の窓ガラスから、より断熱性の高い製品への更新に要する設備の購入費及び設置工事費（ただし、熱貫流率2.3W/(m <sup>2</sup> ・K)以下の断熱性能をもつ製品に限る。）	第2条に掲げる者のうち、個人	補助対象経費の合計額の3分の1以内（1,000円未満切り捨て。ただし、1者あたり120万円を上限とする。）